認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続については、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「２－３－１（業務の実施の方法に関する書類）」及び「４－２（変更の届出）」を参照のこと。	認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続については、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「２－３－１（業務の実施の方法に関する書類）」及び「４－２（変更の届出）」を参照のこと。
（※２）　［略］	（※２）　［同左］
［略］	［同左］
［５～９　略］	［５～９　同左］
（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続	（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続
１　［略］	１　［同左］
２　認定の申請（法第47条第１項～第３項、政令第14条第１項・第２項関係）	２　認定の申請（法第47条第１項～第３項、政令第14条第１項・第２項関係）
［略］	［同左］
［２－１・２－２　略］	［２－１・２－２　同左］
２－３　認定申請書添付書類	２－３　認定申請書添付書類
［略］	［同左］
２－３－１　業務の実施の方法に関する書類	２－３－１　業務の実施の方法に関する書類
［略］	［同左］
［（※１）～（※３）　略］	［（※１）～（※３）　略］
（※４）　認定の申請をする者が、ＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務又はグローバルＣＢＰＲフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務（以下これらを「アカウンタビリティ・エージェントに係る業務」という。）を併せて行おうとする場合には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。	（※４）　認定の申請をする者が、ＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務（以下「アカウンタビリティ・エージェントに係る業務」という。）を併せて行おうとする場合には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の運用に関する次に掲げる事項	⑵　アカウンタビリティ・エージェントに係る業務の運用に関する次に掲げる事項
イ　ＡＰＥＣプライバシーフレームワーク又はグローバルＣＢＰＲフレームワークを満たす認証枠組み、要件及び手続に係る事項	イ　ＡＰＥＣの示すプライバシーフレームワークを満たす認証枠組、要件及び手続に係る事項
［ロ～チ　略］	［ロ～チ　同左］
［２－３－２～２－３－４　略］	［２－３－２～２－３－４　同左］
［３～５　略］	［３～５　同左］
［（別記様式第１号）～（別記様式第４号）　略］	［（別記様式第１号）～（別記様式第４号）　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十二日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟